

自主防災組織づくりの手引き

『みんなの命は自分たちで守ろう！』
—その時、あなたの力が必要です—

うきは市

市民協働推進課消防防災係

目 次

1	自主防災組織の必要性	
	（1）自主防災組織とは	1
	（2）自主防災組織はなぜ必要なのか	1
2	自主防災組織の組織づくりと役割	
	（1）自主防災組織の組織づくり	3
	（2）自主防災組織のイメージ	4
	（3）自主防災組織の役割	5
3	自主防災組織への支援	6
4	自主防災組織の規約づくりと活動計画	7
5	自主防災組織結成に向けた進め方	8

1. 自主防災組織の必要性

(1) 自主防災組織とは

地震や風水害などの大規模災害が発生した場合、防災関係機関の助けが来るまで、自分の力、家族の力だけでは対応できない状況になったとき、隣近所の人たちがお互い協力し助け合い、できる限りの情報収集伝達や救出救護、避難誘導など組織的な活動を行うとともに、日頃から地域の皆さんと一緒に防災に関する様々な活動に取り組むための組織の総称です。

(2) 自主防災組織はなぜ必要なのか

大規模な災害が発生した場合、自衛隊、警察、消防など防災関係機関は全力をあげて災害対応に取り組みますが、道路の寸断や河川の決壊、火災の発生など同時多発的に災害が起きる可能性があるため、防災関係機関の対応にも限界があります。

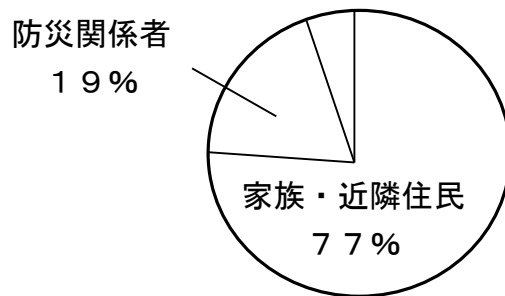
このような事態において、災害に直面する住民の自主的な防災活動、すなわち住民自らが初期消火、救出救護活動、高齢者や身体の不自由な方の避難誘導などを行うことが必要となります。

これらの防災活動を住民がそれぞれに行っているだけでは、地域の混乱は一層ひどくなるため、お互いに協力しながら組織的に取り組むことにより被害を最小限に抑えることができます。

また、組織化することにより、日頃から「地域を守る」という同じ目標に向かって研修や訓練などを行うことで住民相互の連帯感が生まれます。

○阪神・淡路大震災の教訓（誰が生き埋めの人を助けたか）

自力脱出困難者 約35,000人のうち



左図のように、倒壊家屋に生き埋めになった人のうち、実に77%（約27,000人）を家族又は近隣住民が救出しました。

平成7年1月17日発生

死者 6,433人

負傷者 43,792人

全半壊建物 274,181棟

○消防団と自主防災組織の違いとは

消防団は消防組織法という法律で市町村が設置しているもので、消火や救出といった専門的活動を行う組織であり、住民協同の精神に基づき自発的に結成される自主防災組織は、災害情報の連絡や伝達、防災関係機関への連絡といった情報伝達が主となる等、それぞれに役割があり、消防団を含め、校区の各団体等とお互いに協力し合い補完するものです。

2. 自主防災組織の組織づくりと役割

(1) 自主防災組織の組織づくり

うきは市では、「行政区」単位での組織化を基本とし、行政区を取りまとめ、相互に連携する組織として、「自治協議会」単位での自主防災組織づくりを合わせて推進していきます。



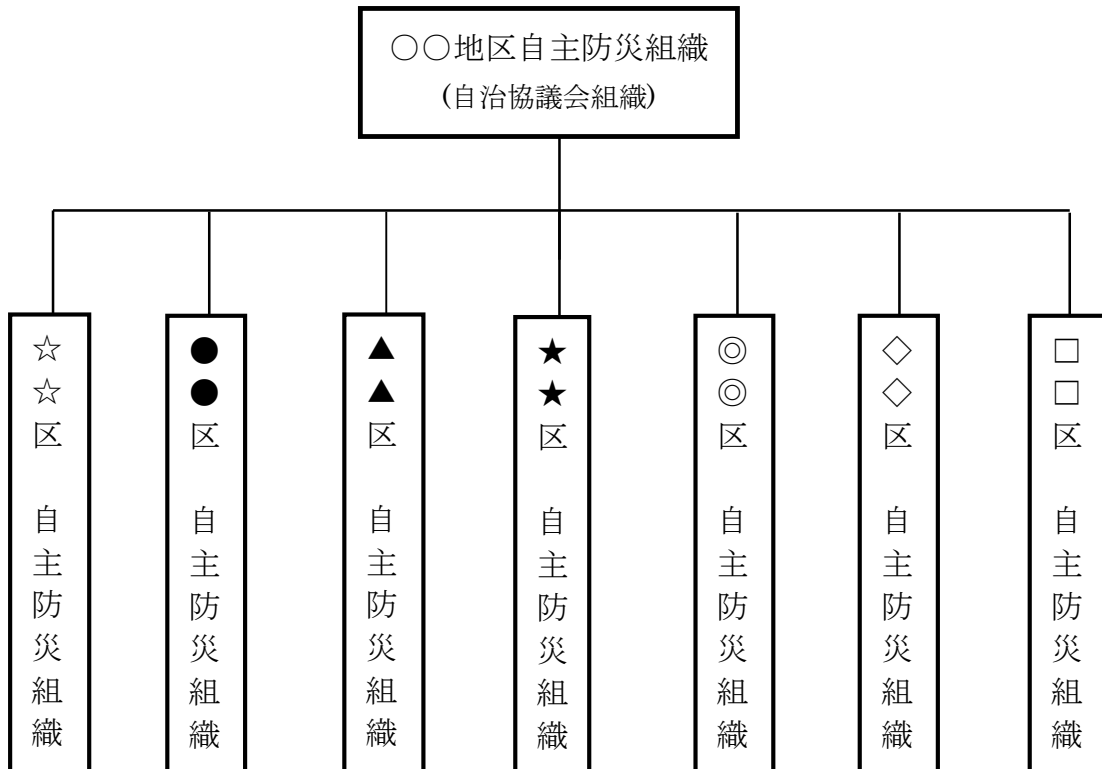
世帯数の少ない行政区の場合は、各行政区の実情に応じて、いくつかの行政区が合同で結成する場合があります。

組織づくりの手順

- ① 自主防災活動の必要性を多くの住民の方にとってもらうため、行政区組織の総会等を利用して、話し合いの機会を作る。
↓
- ② 行政区の役員会等で「自主防災組織の結成に向け、協議、決定を行う。」
↓
- ③ 総会で「行政区自主防災組織」結成を報告し、承認を得る。
↓
- ④ 「自主防災組織」については、規約や連絡網の完備等を考慮して結成する。
↓
- ⑤ 「自主防災組織結成届」「自主防災組織規約」「連絡体制網」等の必要書類を市役所担当課へ提出する。

(2) 自主防災組織のイメージ

うきは市では、「行政区」単位での組織化を基本とし、「自治協議会」単位での自主防災組織づくりを合わせて推進していきます。



(3) 自主防災組織の役割

自主防災組織は、日頃から地域内の安全対策や防災知識の普及・啓発、研修・訓練の実施など災害に対する備えを行うとともに、災害発生時には、情報収集伝達や初期消火、救出救助、避難所の運営など大変重要な役割を担っています。

<p>平常時 (日常の活動)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市防災部局、消防本部等の防災関係機関との情報交換 ● 地域内の集合場所や避難所までの避難経路の安全確認 ● <u>避難行動要支援者</u> (※) の把握 ● 消火器取扱い、応急手当訓練などの実施 ● 消火用水、消火栓の位置の確認 ● 危険箇所 (がけ崩れ、古いブロック塀等) の確認、点検 ● 正しい防災知識普及のため講習会の開催 ● 自主防災訓練の実施
<p>災害発生時 (非常時の活動)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市から発表される<u>災害情報</u> (※) の地域住民への伝達 (連絡網による伝達) ● 地域の被害情報の収集を行い、消防や警察等への正確な情報の伝達 ● 地域住民の安否の確認 ● 地域住民が安全に避難するための誘導 (特に災害時要援護者への援助) ● 火災の発生防止や初期消火活動 ● 簡単な工具等を使用しての救出や負傷者の救護 ● 救援物資(食料等)の配付及び避難所等における秩序維持

※避難行動要支援者 …… 一人暮らしや寝たきり等の高齢者、障がい者や病人、外国人など、災害時に支援が必要な人のことです

※災害情報 …… 市から発表される避難情報 (避難指示等)、電気等ライフラインの復旧見通し、給食給水の配給情報、ゴミ収集等の情報

3. 自主防災組織への支援

自主防災組織を構成する地域住民の皆さんのほとんどは、防災に関する専門的な知識や経験がないため、知識の修得や各種研修及び訓練の実施、日常の活動などを効果的に行うためには、防災関係機関や消防団などの協力支援が必要となります。

市及び消防本部では、防災に関する講習会や訓練等を実施し、災害に対応できる能力を高めていただくとともに、地域全体の安全を守るために地域住民の皆さんが協力して防災活動に取り組む自主防災組織の育成を進めていきます。

また、実際に災害が発生すると、なかなか思うように身体が動かず、組織として活動するにも、自分がどんな役割を担い、どのような行動をしたらよいか分からないものです。

日頃から繰り返し訓練を行い、防災活動に必要な知識と技術を身をもって覚えることが大切です。

(1) 出前講座、講演会、研修会等の開催

災害に強いまちづくりを目的に、「うきは市の災害の危険性」、「災害時の行動、日頃の備え」、「自主防災組織の必要性」など防災に関する講習を実施する。

(2) 実践的な防災訓練の実施

小学校等の運動場、体育館、公民館等を利用して、各地区・行政区の住民を対象とし、各地域から避難場所までの避難訓練、消火器取扱い訓練、応急手当訓練等のより実践的な訓練を実施する。

(3) 災害図上訓練の実施

大規模災害を想定して、地域内の災害発生危険性、危険箇所の把握し、地域の安全を守ることの重要性を認識するための机上で行うシミュレーション訓練を実施する。

(4) 資機材等の支援

災害情報伝達や避難誘導など資機材がなくても自主防災組織の活動はできますが、今後、より一層効果的な活動を実施できるように、各行政区または各自治協議会ごとに資機材等の整備を支援していきます。

(5) 消火器取扱い訓練や応急手当訓練の実施

現在、消防本部が自主防災育成事業として行っている消火器取扱い訓練や応急手当訓練は引き続き実施します。

4. 自主防災組織の規約づくりと活動計画

(1) 自主防災組織の規約づくり

組織を作って活動するうえでは、まず規約（ルール）が必要になってきます。

活動に参加する住民の誰もが組織の活動方針や規則を理解できるように地域の実情に応じて、わかりやすい規約を作成し、災害情報の伝達のために組織内の連絡体制網の作成も必要になります。

規約、連絡体制網が作成できたら、「自主防災組織結成届」に添付して、市役所担当課に提出します。

※ 規約及び結成届出書等は別添「自主防災組織結成届」参照

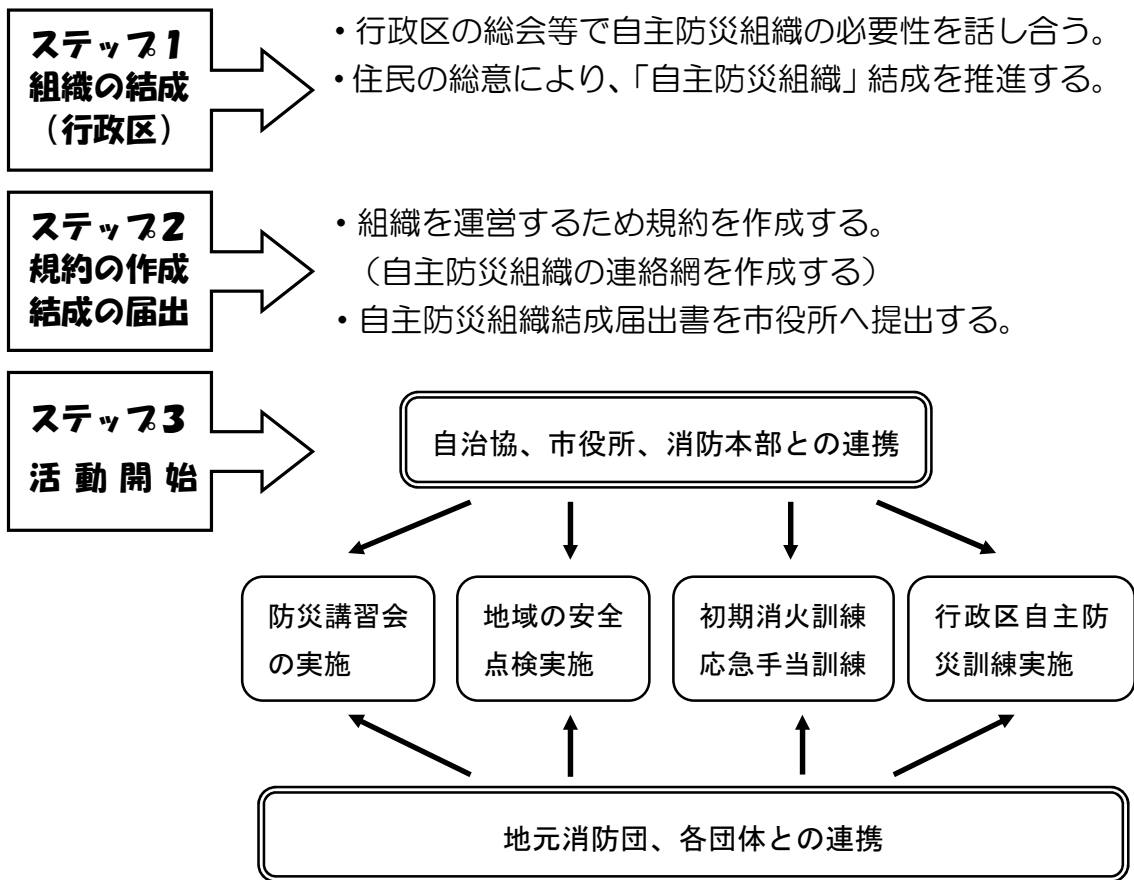
(2) 自主防災組織の活動計画

組織運営には安定した継続性が不可欠です。

思いつきやその場限りの活動では、いざというときに組織として力を発揮できません。

今後どのような活動を行うか、また年間を通じてそれをどう具体化していくかなど、年間の事業計画を立て、実行していくことが重要になってきます。

5. 自主防災組織の結成に向けた進め方



ポイント1 **できることからコツコツと!**
最初の活動は、地域内の危険箇所を見て回ったり、地域での一時避難場所(空地)、避難所の確認を行う。

ポイント2 **防災活動に限らず、地域の交流を深めて!**
隣近所のお付き合いから助け合いの輪を広げよう。
地域内にひとりで避難できないお年寄りや身体の不自由な方の把握を行う。

1 自主防災組織結成届出様式

(1) 自主防災組織結成届出書 …………… 別添1

(2) 自主防災組織規約（作成例）…………… 別添2

(3) 自主防災組織連絡網（組織図）…………… 別添3

※ 自主防災組織結成に際しましては、本様式を利用して、
必要事項を記入の上、市役所へ提出をお願いします。

2 その他資料

(1) 自主防災訓練実施要領(案) …………… 別添5

(2) 災害図上訓練実施要領(案) …………… 別添6

第1号様式

うきは市自主防災組織結成届

年 月 日

うきは市長 様

届出者（区長） 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

電 話 _____

自主防災組織を下記のとおり結成しましたので、届け出ます。

記

1. 自主防災組織の名称 _____

2. 自主防災組織の代表者

・住 所 _____

・氏 名 _____

・電 話 _____

3. 結成年月日

年 月 日

4. 添付書類

(1) 自主防災組織規約

(2) 役員名簿又は自主防災組織図

うきは市〇〇区自主防災組織規約（案）

（名称）

第1条 本会は、〇〇区自主防災組織（以下「本組織」という）と称し、事務局を〇〇に置く。

（目的）

第2条 本組織は、風災害、土砂災害、地震災害及びその他の自然災害（以下「災害」という。）の地域における危機事象を対象として、住民の助け合いの精神に基づく自主的な防災活動等を行うことによって被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 防災等に関する知識の普及および啓発に関すること。
- （2） 地域における危機事象の把握に関すること。
- （3） 地域における危機事象に対する訓練に関すること。
- （4） 地域における危機事象発生時における情報収集・伝達および避難誘導等の応急対策に関すること。
- （5） 市・消防署・警察署等の関係機関との連絡調整に関すること。
- （6） その他本組織の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第4条 本組織の会員は、〇〇区の加入世帯をもって構成する。

（役員）

第5条 本組織に次の役員を置く。

- （1） 代表 1名
- （2） 副代表 名
- （3） 班長 各1名

（役員任期）

第6条 役員任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

2 欠員により補充した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員 の 責務)

第7条 代表は、本組織を代表し、組織を総括し、災害発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるいは欠けたときはその職務を代行する。

3 班長は、組織の運営にあたるほか、活動班の指揮を行う。

(役員会)

第8条 本組織に役員会を置き、全役員をもって構成する。

2 役員会は、必要に応じて代表が招集する。

3 代表は会議の長となり、議事を進行する。

4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決する。

5 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関する事。

(2) 本組織の班編制に関する事。

(3) 年間事業計画およびその実施に関する事。

(4) 予算および決算に関する事。

(5) その他、役員会が特に必要と認めた事。

(会計)

第9条 本組織の運営に関する費用は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

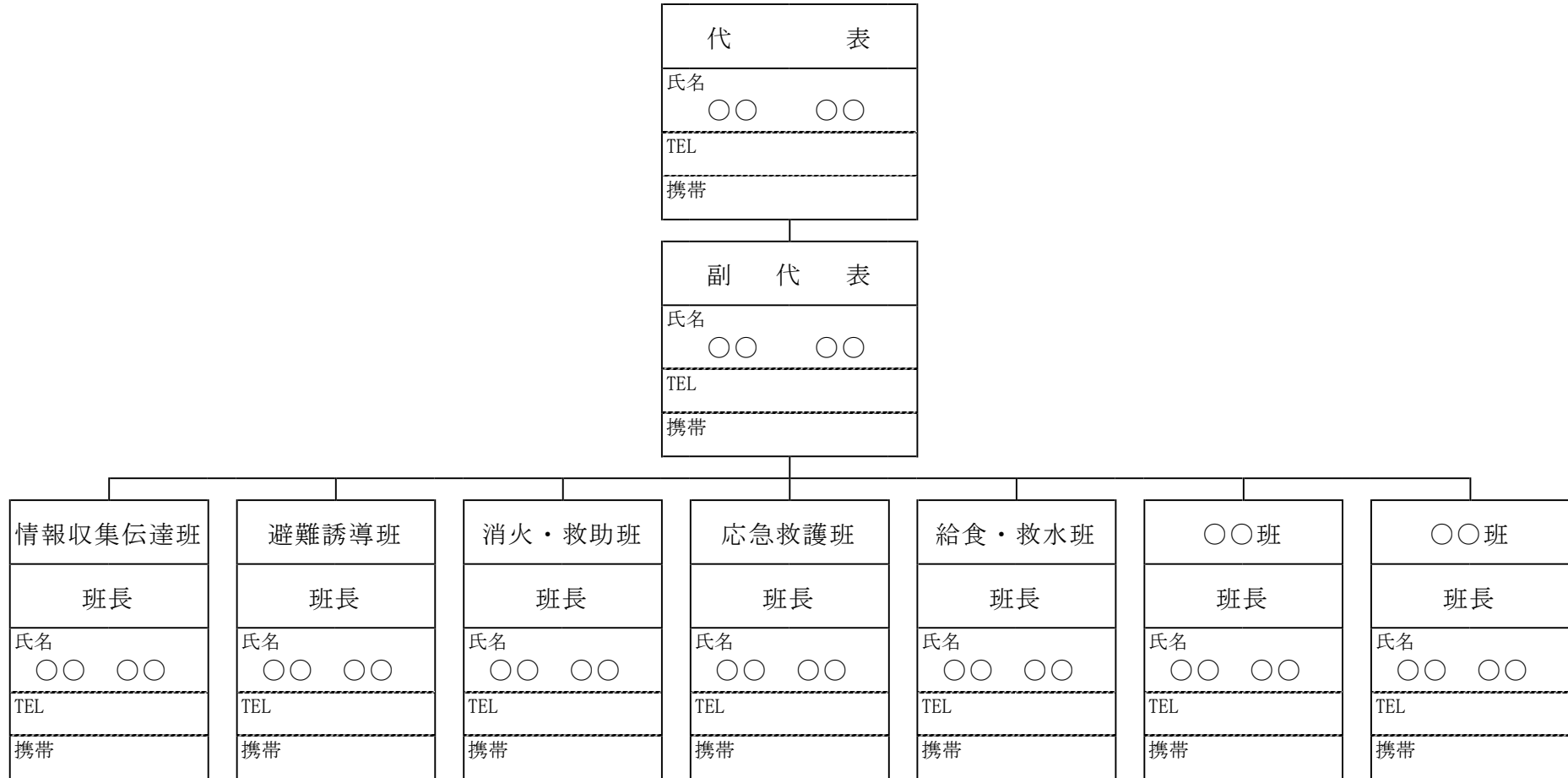
(雑則)

第10条 この会則に定めていない本組織の運営に必要な事項は、代表が役員会に諮り定める。

(附則)

この規約は、 ○○年○月○日から実施する。

〇〇区自主防災組織組織図



情報収集伝達班…気象情報、災害情報等を収集し、災害の発生が予想される場合、区民に連絡する。

避難誘導班…災害の発生が予想される場合、災害時要援護者を優先に安全な場所に避難誘導する。

消火・救助班…火災発生の場合には初期消火活動、要救助者発生の場合には救助活動を実施する。

応急救護班…負傷者発生の場合に応急処置を行い、救急隊に引き継ぐ。

給食・給水班…食料や水、応急物資などを分配し、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行う。

〇〇区自主防災組織組織図

代表	氏名 ○○ ○○ TEL 携帯	副代表	氏名 ○○ ○○ TEL 携帯	情報収集伝達班	氏名 ○○ ○○ TEL 携帯
情報収集伝達班				班長	氏名 ○○ ○○ TEL 携帯
気象情報、災害情報等を収集し、災害の発生が予想される場合、区民に連絡する。				班長	氏名 ○○ ○○ TEL 携帯
避難誘導班				班長	氏名 ○○ ○○ TEL 携帯
災害の発生が予想される場合、災害時要援護者を優先に安全な場所に避難誘導する。				班長	氏名 ○○ ○○ TEL 携帯
消火・救助班				班長	氏名 ○○ ○○ TEL 携帯
火災発生の場合には初期消火活動、要救助者発生の場合には救助活動を実施する。				班長	氏名 ○○ ○○ TEL 携帯
応急救護班				班長	氏名 ○○ ○○ TEL 携帯
負傷者発生の場合に応急処置を行い、救急隊に引き継ぐ。				班長	氏名 ○○ ○○ TEL 携帯
給食・給水班				班	氏名 ○○ ○○ TEL 携帯
食料や水、応急物資などを分配し、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行う。				班長	氏名 ○○ ○○ TEL 携帯
				班	氏名 ○○ ○○ TEL 携帯
				班長	氏名 ○○ ○○ TEL 携帯
				班	氏名 ○○ ○○ TEL 携帯
				班長	氏名 ○○ ○○ TEL 携帯

〇〇区自主防災訓練実施要領（案）

1. 日 時

〇〇年〇〇月〇〇日 10時00分～12時00分
(9時00分～ 住民避難訓練)

2. 場 所

〇〇区公民館・運動広場

3. 主 催

〇〇区自主防災組織

4. 実施対象

〇〇区の住民

5. 参加機関（例）

- (1) 地元消防団
- (2) 〇〇区老人クラブ
- (3) 〇〇区子供会
- (4) 消防署
- (5) 市

6. 訓練内容

- (1) 住民避難訓練
 - ・〇〇区域から公民館まで、徒歩による避難訓練
- (2) 消火訓練（運動場）
 - ・消火器取扱い訓練
 - ・初期消火訓練
- (3) 水防訓練（運動場）
 - ・土のうの作り方、積み方
- (4) 応急手当訓練（体育館）
 - ・心肺蘇生法
 - ・応急手当訓練（止血、三角巾法等）
 - ・応急担架の作り方
- (5) 災害対策訓練（体育館）
 - ・地震、風水害発生時の行動、備え等について座学

〇〇区自主防災組織災害図上訓練実施要領（案）

1. 日 時

〇〇年〇〇月〇〇日 10時00分～12時00分

2. 場 所

〇〇区公民館

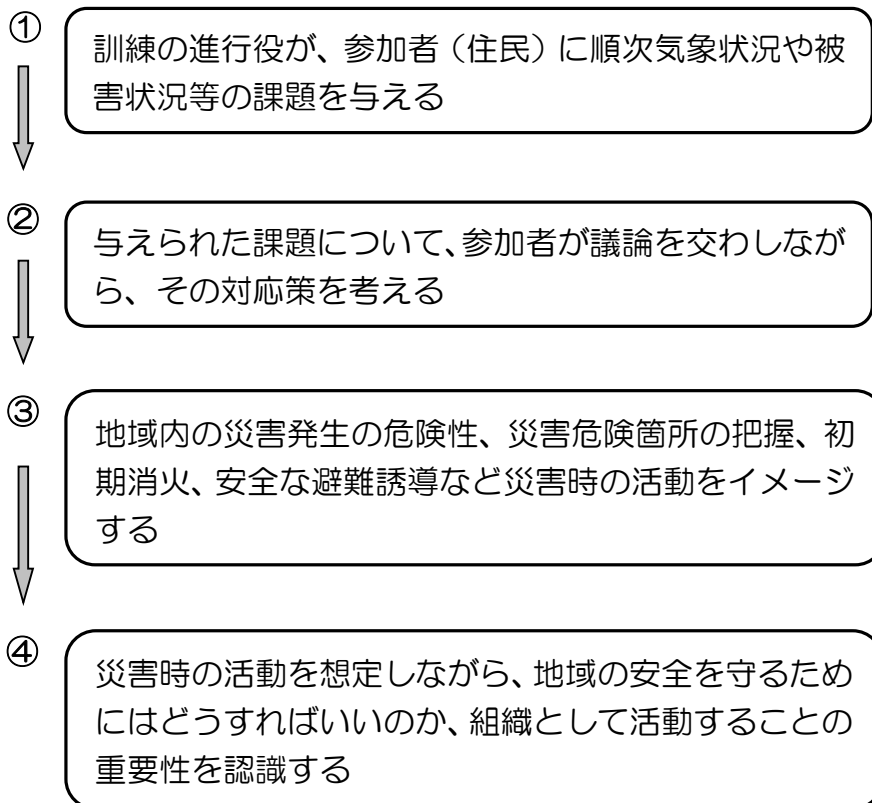
3. 主 催

〇〇区自主防災組織

4. 実施対象

〇〇区自主防災組織 代表・副代表以下各班長等 約15名程度

5. 訓練内容



うきは市自主防災組織づくりの手引き

担 当	うきは市 市民協働推進課消防防災係
連絡先	TEL 0943-75-4982 FAX 0943-75-5509

不明な点がございましたら、上記までお問い合わせください。